

チャオ！デイフィットソシアル俱楽部運営規程 (介護保険法に基づく、介護、介護予防サービス)

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団慶晃会が設置運営するチャオ！デイフィットソシアル俱楽部(以下「事業所」という。)が行う指定介護保険法に基づく介護、介護予防サービス(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護、要支援状態にある高齢者(以下「要介護者、要支援者」という。)に対し、適切な介護および介護予防サービスの提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者および要支援者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話および機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 チャオ！デイフィットソシアル俱楽部
- (2) 所在地 川崎市多摩区宿河原二丁目 30 番 4 号 ジーエス向ヶ丘 1 階

(従業者の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、常勤換算による員数および職務内容は次のとおりとする。

＜定員 33 名＞

- (1) 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 生活相談員 1 名以上
生活相談員は、事業所に対する介護および介護予防サービスの利用の申し込みに係る調整、従事者に対する助言および技術指導を行い、他の従事者と協力して通所介護計画作成等を行う。
看護師 1 名以上
利用者様の健康状態を把握するためのバイタルサイン測定や健康観察、ケア記録
利用者の健康状態の変化を把握する。
緊急時の応急処置や医療機関への連絡することとする
- 介護職員 5 名以上
介護職員は、介護および介護予防サービスの提供に当たる。
- 機能訓練指導員 1 名以上(兼務可)
機能訓練指導員は、日常生活を営むため必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、正月休暇(12/29, 30, 31, 1/1, 2, 3)、夏季休暇

(8/12, 13, 14, 15, 16)、開院記念日(11/1)、および日曜日は休業とする。

なお、祝・祭日は営業日とする。

(2)営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3)サービス提供時間 午前9時00分から午後12時00分

午後2時00分から午後5時00分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員

単位①は介護保険法に基づく通所型サービス事業と介護保険法に基づく第1号事業を合わせて33名とする。

単位②は介護保険法に基づく通所型サービス事業と介護保険法に基づく第1号事業を合わせて33名とする。

(介護および介護予防サービスの内容)

第7条 内容は次のとおりとする。

(1)生活指導(相談援助等)

(2)機能訓練(日常動作訓練)

(3)介護サービス

(4)健康状態の確認

(5)送迎サービス

(6)その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 内容は次のとおりとする。

1 介護、介護予防サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該介護、介護予防サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

(別表を参照)

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとする。

(1)次条に規定する通常の事業実施地域を越えて行う介護サービスの送迎に要した交通費

(2)お茶およびおやつの提供に要する費用

(3)特別行事費として行事に係る相当な費用

(4)その他、介護予防通所介護・日常生活支援総合事業の第1号通所事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることができると認められるもの

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者およびその家族に対して事前に文書で説明したうえで支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、川崎市多摩区、麻生区、官前区、高津区の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、介護および介護予防サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 管理者および従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- (4) 施設内の設備および備品等の利用に際して、管理者および従業者の指示に従い充分に注意すること。
- (5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者および従業者が必要と認めたものは、持参するようすること。
- (6) 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- (7) サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証および健康保険被保険者証の提示を行うこと。
- (8) 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(身体拘束の禁止)

第11条 内容は次のとおりとする。

- 1 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者および他の利用者の生命または身体を保護するため緊急時や、やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様、時間、その際の心身の状況、ならびに緊急時等のやむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 内容は次のとおりとする。

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護および虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止のための対策を検討する委員会の設置。委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。
 - (2)
 - (3) 利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所はサービス提供中に当事業所従業者および擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(事故発生の防止策)

第13条 事業者は、安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するため、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事項防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組む。

(事故発生時の対応)

第14条 内容は次のとおりとする。

- 1 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業者は前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録する。
- 3 事業者は、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害

賠償を行う。

なお、当事業所における損害賠償保険の内容等は次のとおりとする。

加入保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

加入保険 福祉施設事業者総合損害責任保険

(緊急時における対応方法)

第15条 従業者は、介護、介護予防サービスを実施中に、利用者に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者および主治医に報告し、その指示に従って適切に対応しなければならない。

(非常時災害対策)

第16条 内容は次のとおりとする。

- 1 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年2回以上、避難および救出その他必要な訓練を行う。

(個人情報の保護)

第17条 内容は次のとおりとする。

- 1 利用者およびその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た、利用者およびその家族の個人情報について、事業所での介護、介護予防サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(苦情処理)

第18条 内容は次のとおりとする。

- 1 サービスの提供等に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 提供したサービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、または当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じおよび市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供したサービス等に関する苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導および助言に従い、必要な改善を行う。
- 4 提供したサービス等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談および援助

を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

- 5 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査または斡旋に協力するよう努める。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 内容は次のとおりとする。

- 1 事業所は、従業員の採用時に約 1 週間の研修を行い、さらに従業者の質的向上を図るため年 1 回の研修の機会を設け業務体制の整備に努める。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団慶晃会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

チャオ！デイフィットソシアル俱楽部運営規程
(介護保険法に基づく、介護予防サービス)

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団慶晃会が設置運営するチャオ！デイフィットソシアル俱楽部(以下「事業所」という。)が行う指定介護保険法に基づく介護予防サービス(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護、要支援状態にある高齢者(以下「要介護者、要支援者」という。)に対し、適切な介護、介護予防サービスの提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者および要支援者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話および機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1)名 称 チャオ！デイフィットソシアル俱楽部
- (2)所在地 川崎市多摩区宿河原二丁目 30 番 4 号 ジーエス向ヶ丘 1 階

(従業者の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、常勤換算による員数および職務内容は次のとおりとする。

- <定員 33 名>
- (1) 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 生活相談員 1 名以上
生活相談員は、事業所に対する介護および介護予防サービスの利用の申し込みに係る調整、従事者に対する助言および技術指導を行い、他の従事者と協力して通所介護計画作成等を行う。
- 看護師 1 名以上
利用者様の健康状態を把握するためのバイタルサイン測定や健康観察、ケア記録
利用者の健康状態の変化を把握する。
- 緊急時の応急処置や医療機関への連絡することとする
- 介護職員 5 名以上
介護職員は、介護および介護予防サービスの提供に当たる。
- 機能訓練指導員 1 名以上(兼務可)
機能訓練指導員は、日常生活を営むため必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間等は、次のとおりとする。

- (1)営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、正月休暇(12/29, 30, 31, 1/1, 2, 3)、夏季休暇(8/12, 13, 14, 15, 16)、開院記念日(11/1)、および日曜日は休業とする。

なお、祝・祭日は営業日とする。

- (2)営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3)サービス提供時間 午前9時00分から午後12時00分
午後2時00分から午後5時00分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員

単位①は介護保険法に基づく通所型サービス事業と介護保険法に基づく第1号事業を合わせて33名とする。

単位②は介護保険法に基づく通所型サービス事業と介護保険法に基づく第1号事業を合わせて33名とする。

(通所介護の内容)

第7条 内容は次のとおりとする。

- (1)生活指導（相談援助等）
- (2)機能訓練（日常動作訓練）
- (3)介護サービス
- (4)健康状態の確認
- (5)送迎サービス
- (6)その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 内容は次のとおりとする。

- 1 介護、介護予防サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該介護、介護予防サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。
(別表を参照)
- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとする。
 - (1)次条に規定する通常の事業実施地域を越えて行う介護サービスの送迎に要した交通費
 - (2)お茶およびおやつの提供に要する費用
 - (3)特別行事費として行事に係る相当な費用
 - (4)その他、介護予防通所介護・日常生活支援総合事業の第1号通所事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者およびその家族に対して事前に文書で説明したうえで支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、川崎市多摩区、麻生区、官前区、高津区の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、介護、介護予防サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 管理者および従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- (4) 施設内の設備および備品等の利用に際して、管理者および従業者の指示に従い充分に注意すること。
- (5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者および従業者が必要と認めたものは、持参するようすること。
- (6) 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- (7) サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証および健康保険被保険者証の提示を行うこと。
- (8) 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(身体拘束の禁止)

第11条 内容は次のとおりとする。

- 1 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者および他の利用者の生命または身体を保護するため緊急時や、やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様、時間、その際の心身の状況、ならびに緊急時等のやむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(高齢者虐待防止に関する事項)

第12条 内容は次のとおりとする。

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護および虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所はサービス提供中に当事業所従業者および擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(事故発生の防止策)

第13条

事業者は、安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事項防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組む。

(事故発生時の対応)

第14条 内容は次のとおりとする。

- 1 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業者は前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録する。
- 3 事業者は、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

なお、当事業所における損害賠償保険の内容等は次のとおりとする。

加入保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

加入保険 社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」

(緊急時における連携、対応方法)

第15条 従業者は、介護、介護予防サービスを実施中に、利用者に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者および主治医に報告し、その指示に従って適切に対応しなければならない。

(非常時災害対策)

第16条 内容は次のとおりとする。

- 1 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年2回以上、避難および救出その他必要な訓練を行う。

(個人情報の保護)

第17条 内容は次のとおりとする。

- 1 利用者およびその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た、利用者およびその家族の個人情報について、事業所での介護、介護予防サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(苦情処理)

第18条 内容は次のとおりとする。

- 1 サービスの提供等に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 提供したサービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、または当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じおよび市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供したサービス等に関する苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導および助言に従い、必要な改善を行う。
- 4 提供したサービス等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。
- 5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査

または斡旋に協力するよう努める。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 内容は次のとおりとする。

- 1 事業所は、従業員の採用時に約1週間の研修を行い、さらに従業者の質的向上を図るため年1回の研修の機会を設け業務体制の整備に努める。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団慶晃会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年5月1日から施行する。